

障がい者差別に関する相談について

1 相談件数

3件（不当な差別的取扱い：1件、合理的配慮の不提供：2件）

2 相談内容

(1) 不当な差別的取扱い

相談1 不動産会社における賃貸契約の対応について

【相談者】

- 市民

【障害種別】

- 精神障害

【概要】

- 希望する賃貸物件へ入居するため、不動産会社に相談したところ、精神障害のあることを理由に入居申込の受付をしてもらえなかった。このことは市の条例に違反しているのではないかと。

【要因分析】

- 市から不動産会社へ確認したところ、対応したスタッフの差別解消・障害に関する理解が十分でなかったため、精神障害のあることを理由に、入居申込の受付時点で断ってしまったとのことであった。

【市の対応】

- 精神障害があることを理由に、賃貸物件の入居申込の受付を断ることは「不当な差別的取扱い」に該当すると考えられるため、市から不動産会社に対して、法律・条例に基づく適切な対応を依頼した。
- 不動産会社からは、今回の対応は誤りであったため、今後同じことが発生しないようにスタッフへの周知を行うとともに、相談者の入居申込を受付の上、保証会社及びオーナーによる審査を行うとの回答が得られた。
- しかし、審査の結果、希望する物件への入居ができなかったことから、その他の物件を探すための相談窓口として、バルブ永山2階のしごと・くらしサポートステーション内の多摩市居住支援相談窓口の紹介を行った。
- その後、知人のピアサポーターの紹介により、他の物件と契約することができた。

(2) 合理的配慮の不提供

相談1 市立図書館における機械の貸出しについて（継続分）

【相談者】

- 障がい者団体

【障害種別】

- 視覚障害

【概要】

- 市立図書館において、以前と同様に、デイジー図書を開くための機械（プレクストーク）の貸出しを行ってほしい。
- この機械は、視覚障害1・2級の方は日常生活用具で給付対象となっているが、視覚障害3～6級の方は給付対象外となっている。また、給付対象であっても、機械が故障して利用できない状況の方もいる。

【要因分析】

- 市立図書館では、デイジー図書を開くための機械（プレクストーク）について、主にデイジー図書を作成する目的で使用している。以前は、運用として、視覚障がいのある利用者へ機器の貸出しを行っていた。
- しかし、図書館で使用している機器は、図書館の備品の他、令和元年度から締結した借上げ契約（リース契約）による機器もある。図書館としては、これまでの運用による対応ではなく、制度として位置づけようと検討してきたが、現在、市で使っている機器の大部分が新しい機器であるリース品になっており、図書館外への移動、紛失、破損した場合の対応が契約上難しいことから、検討・整理中の期間は、デイジー図書の貸出し希望がある場合には、機器の貸出しを行わず、館内で使用していただく対応としてきた。

【市の対応】

- 障害福祉課として、相談者へヒアリングを行った。その後、市立図書館に対して、相談内容についてお伝えし、対応を依頼した。
- 市立図書館としては、機械（プレクストーク）の貸出制度は令和5年7月から開始する。貸出台数は1台で、新館である中央図書館のみ。
- 具体的には、図書資料貸出に伴うサービスとして、図書資料貸出期間と連動し、1回の貸出しにつき1か月を限度に機器を貸し出す。

相談2 点字ブロックについて

【相談者】

- 障がい当事者

【障害種別】

- 視覚障害

【概要】

- 駅から自宅までの歩道に点字ブロックがない箇所があるため、点字ブロックを設置してほしい（約50メートル）。点字ブロックがないと歩きにくく、歩道から車道に飛び出たり、白杖を車に当ててしまう恐れがある。

【要因分析】

- 該当の道路は、東京都が管理しているため、東京都と調整する必要がある。

【市の対応】

- 障害福祉課として、道路交通課とともに、相談者へヒアリングを行った。
- 東京都へ問合せたところ、現段階での予算化は難しいとのことであった。市として、市内障がい者団体とも連携の上、今後の対応について検討を進めている。